

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	物価高騰対応定額給付金関係事務重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、物価高騰対応定額給付金における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和8年3月18日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対応定額給付金関係事務
②事務の内容	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品等の物価高騰による影響を受けている市民の負担を軽減するため、全市民に対し1人5,000円(高齢者には5,000円を加算)を支給する事務。
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上30万人未満]</div> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	給付金支給支援システム
②システムの機能	給付金の申請、支給情報を管理する機能
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (接続なし)</div> </div>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	庁内連携システム(共通基盤システム)
②システムの機能	個人情報照会機能 住民及び住民登録外を含む個人情報のオンライン照会を行う。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[] その他 ()</div> </div>

システム3	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能</p> <p>①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。</p> <p>②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。</p> <p>③個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>2. 情報提供機能</p> <p>①各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。</p> <p>②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。</p> <p>③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>3. 情報照会機能</p> <p>①(内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。</p> <p>②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の画面表示又は一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号取得要求機能</p> <p>符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバシステム、社会保障関係システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能</p> <p>情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、徳島市で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを結びつけ、その情報を保有・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能</p> <p>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能</p> <p>情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能</p> <p>中間サーバーと番号連携サーバーとの間で情報照会内容・情報提供内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能</p> <p>特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能</p> <p>特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能</p> <p>中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能</p> <p>情報提供電文の暗号化及び復号処理、それらに伴う鍵管理を行う。また、照会許可用照合リスト情報を情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から取得し、番号連携サーバーに対し配布及び配布管理を行う。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能</p> <p>中間サーバーを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能</p> <p>バッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (番号連携システム)</p>

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
給付金情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表の135の項 ・番号法別表の主務省令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> [実施する] <div style="margin-left: 20px;"> <small><選択肢></small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条8号 ・番号法第19条8号の主務省令 第2条の表第160項と第162条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 総務課
②所属長の役職名	総務課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
給付金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	基準日(令和8年1月1日)時点で徳島市に住民登録がある者
その必要性	本事務は、住民基本台帳に記録されている全市民を対象として、迅速かつ正確に給付金を支給するものである。対象者の抽出、重複給付の防止及び他の自治体からの転入者等に関する情報確認を確実にを行うためには、氏名や住所情報等を用いて個人の識別を行うことが不可欠である。また、迅速な給付事務の遂行するため、公金受取口座情報を活用したプッシュ型給付を実施するため、デジタル庁(J-LIS)へ口座情報の照会を行う必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [<input type="radio"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	本事務において記録する項目は、給付金の支給対象者である全市民及び加算対象者(高齢者)を正確に特定し、迅速かつ確実に給付金を支給するために必要な最小限の範囲に限られている。具体的には、対象者の特定及び案内送付のために「氏名・住所」を、加算要件(年齢)の判定のために「生年月日」を、給付金の振込を行うために「口座情報」を使用するものであり、公金受取口座登録情報を活用したプッシュ型給付や、転出入者等の二重給付防止確認を行うために不可欠な情報であり、記録することには十分な妥当性が認められる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和8年3月23日
⑥事務担当部署	総務部 総務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民課、健康福祉政策課、子育て支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村、都道府県) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	給付金の支給に関する事務の実施	
④使用の主体	使用部署	総務部 総務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法	<p>1. 支給対象者の抽出及び特定 住民基本台帳システムから、基準日時点の全市民の氏名、住所、生年月日、性別等の情報を給付金支給支援システムに取り込み、支給対象者台帳を作成するために使用する。併せて、生年月日情報に基づき、高齢者支援加算(75歳以上)の対象判定を自動的に行う。</p> <p>2. 振込先口座情報の取得(公金受取口座の活用) プッシュ型給付対象者を特定するため、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を経由し、デジタル庁の公金受取口座登録情報及び他部署から過去に実施した給付金事業より口座情報を照会・取得し、支給対象者台帳の口座情報として登録するために使用する。</p> <p>3. 支給決定及び支払処理 確定した支給対象者情報及び振込先口座情報(公金受取口座または申請により指定された口座)に基づき、支給決定通知書等の帳票データ及び金融機関への振込依頼データ(全銀協制定フォーマット)を作成するために使用する。</p> <p>4. 支給実績の管理 振込処理後の結果(振込不能等)をシステムに反映し、支給実績を管理するために使用する。</p>	
情報の突合	支給要件の審査及び支給の実施のため、申請書の内容、住民基本台帳情報等と情報提供ネットワークシステム、庁内他部署等から入手した情報を突合する。	
⑥使用開始日	令和8年3月23日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	徳島市物価高騰対応定額給付金業務	
①委託内容	給付金業務において、給付金支給支援システム整備業務、窓口業務、コールセンター業務、帳票等印刷物作成業務、その他業務実施に必要なものを含む包括的業務	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社徳島データサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約上、再委託は原則として禁止しており書面により本市の承諾を得ることとなっている。再委託承諾書は再委託先、再委託理由及び業務監督の責任が明記されている。
	⑥再委託事項	給付金支給支援システム整備業務及び帳票等印刷物作成業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [O] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【徳島市における措置】

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入管及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(主な記録項目)

個人番号、氏名(漢字)、氏名(漢字)姓、氏名(漢字)名、氏名印字フラグ、氏名(カナ)、氏名(カナ)姓、氏名(カナ)名、氏名(通称名)、氏名(カナ)(通称名)、住所、住所方書、住所郵便番号、基準日住所、基準日住所方書、基準日住所郵便番号、宛名情報種別(文字列)、生年月日、生年月日(西暦)、性別、続柄(コード)、続柄(文字列)、基準日続柄(コード)、基準日続柄(文字列)、世帯番号、基準日世帯番号、住民の状態(コード)、住民の状態(文字列)、住民対象フラグ、住民となった日、住所を定めた日、転出確定フラグ、転出確定日、日本人/外国人種別、表示順位(世帯)、送付先変更フラグ、送付先住所、送付先住所方書、送付先住所郵便番号、送付先氏名、送付先変更理由、受給対象フラグ(個人)、支給金額、申請書等送付保留フラグ、申請書等送付禁止フラグ(引抜フラグ)、DV被害者(自治体内在住)、給付申請番号、申請書番号無効フラグ、申請書番号付与日、申請書送付日、シリアル番号、金融機関コード、支店コード、種目、口座番号、口座名義人カナ、通帳記号、通帳番号、転出先住所(予定)、国外住所

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
給付金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【給付に関する事務における措置】 ①申請書の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人または代理人の本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止している。 ②申請書等については、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ③特定個人情報をシステムに登録する際は、業務にとって必要最小限の情報のみ登録する。 ④庁内連携による入手にあたり、データの所管課と入手するデータの内容及び利用目的について予め協議を行い、合意を得ている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置> ①申請書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。 ②調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。 ③他課からの接続ができない場所に給付金情報ファイルを格納しており、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択できるように制御を行っている。	
<入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置> ・入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。	
<入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置> ①申請書等の帳票を施錠できる部屋で保管する。 ②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③従事する職員を対象として、eラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【支援金給付に関する事務における措置】 ・他課からの接続ができない場所に給付金情報ファイルを格納しており、権限を有する者のみが特定個人情報関連情報にアクセスできるよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【支援金給付に関する事務における措置】 ①給付金情報ファイルにアクセスするには、承認を得た者のみIDとPWIにより管理している。 ②承認を受けている者のみが使用できるようアクセス制御を行っているため、権限のない者は使用できない。
その他の措置の内容	・人事情報に基づき、システム管理者が権限設定を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報の使用にあたり、その他リスクにおける以下の措置を講じる。 ①離席時にはスクリーンロックを利用し、長時間にわたり業務端末画面に個人情報を表示させない。 ②端末を来庁者等から確認できない場所に設置している。	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	【徳島市における措置】 ①個人を特定できるように入室用IDカードを貸与し、入室管理システムでサーバー設置場所の入室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ③監視設備として監視カメラを設置している。 ④不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 また、ウイルスメール／スパムメール対策のシステムを導入している。 ⑤不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
①保管期間の過ぎた特定個人情報及びバックアップデータは、システムで判別し、消去処理を行う。 ②紙媒体は、保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を経過しているものについては、職員自らまたは外部業者にて職員立ち合いの下粉碎を行い、その後溶解処理をし、報告する。 ③データ及び紙媒体どちらの処理においても、廃棄時には廃棄履歴簿を作成し保存する。	
8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【徳島市における措置】 ①関係職員（任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。）に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。 ③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。
10. その他のリスク対策	
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所総務部総務課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所総務部総務課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせについては、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

